

令和4年1月7日

指名停止措置を行いました ～建設業法違反行為～

北海道開発局は、大和ハウス工業株式会社が建設業法の規定に違反し、近畿地方整備局長から営業停止処分を受けたことから、指名停止2か月の措置を行いました。
(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当)

大和ハウス工業株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に配置していました。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年11月17日に建設業許可部局である近畿地方整備局長から営業停止処分を受けたため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号

2. 指名停止措置期間：令和4年1月7日～令和4年3月6日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 臼井 義晃（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 野上 浩也（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

